

若い世代向けライフデザイン支援事業業務委託仕様書

1 業務名

若い世代向けライフデザイン支援事業業務委託

2 事業目的

特に20歳代の若い世代を対象に、仕事や家計、結婚・出産等を含めた将来設計（ライフデザイン）を考える機会や将来の選択に関わる知識を学ぶ機会を提供することで、結婚や出産等を前向きに捉える意識を醸成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年10月30日までとする。

4 業務委託の内容

若い世代が将来の選択に関わる知識等を学ぶことができるよう、次のとおり動画を作成する。

(1) 構成・内容

事業目的が達成されるよう、次の内容に精通した有識者の講義動画を各1本作成すること。

- ア 希望するキャリアとライフイベントの実現に向けて必要な知識
- イ 将来の妊娠・出産に向けて男女ともに知っておくべき健康管理等の知識
- ウ 性別役割分担意識の解消を図り、共同での家事・育児参画を促進する情報

(2) 規格

解像度：フルハイビジョン（1920×1080）以上

形式：YouTubeに掲載可能なMP4データ

尺・本数：「(1) 構成・内容」の項目ごとに各30分程度、計3本

(3) 有識者の選定

受託者からの提案を踏まえ、県と協議のうえ決定すること。

※諸謝金については、100千円×3者計上すること。

(4) その他

- ・YouTubeに掲載する際のサムネイルを作成すること。
- ・消音でも内容を理解し、多言語（英語、中国語）翻訳に対応できるよう字幕を設定すること。
- ・作成した動画は、男女共同参画推進課が管理するYouTubeチャンネルでの配信等の二次利用も見込まれることから、二次利用に際して特段の手続きのないものとする。

5 進行管理・校正

事業目的の達成に向けてコンセプトや業務スケジュール等を作成し、業務の実施に当たっては、あらかじめ県と打合せを行ったうえで、適切に遂行すること。

6 成果品の納入

(1) 成果品

- ・動画データ（MP4形式としてDVD-Rにより提出すること）

・サムネイルデータ（J P E G又はP N G形式として、動画データと併せて県に提出すること。）

(2) 納期限

令和8年10月30日（金）

7 権利の帰属

- (1) 本業務委託の履行により生じた成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）及び所有権は、すべて県に帰属するものとし、県はこれらの成果品を無償で自由に二次利用ができるものとする。
- (2) 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。
- (3) 成果品は今後も継続的に使用する予定であり、出演者の肖像権が発生する場合は、あらかじめ許諾を得ること。
- (4) 受託者は県の承諾無しに、デザインを他に流用することができないものとする。